

中華人民共和国における個人情報保護立法の系譜

徐 瑞 静

中国における法治国家の建設に向けた法制の整備の進展は、個人の権利の尊重の理念の生成と深化の過程でもある。就中、情報技術の急速な発達を背景とした個人情報の保護をめぐり、民法総則における人格権の保護に端を発して近時の個人情報保護法に至る展開は、今日の中国社会の躍動を如実に象徴しているとともに、現代中国の法制の特質の一端をも顕示している。この小稿においては、そのような展開の跡付けが試みられる。

keywords：個人情報保護、中国民法典、社会的信用システム、インターネット安全法、データ安全法

目 次

- | | |
|--------------------------|-----------------------------|
| 1. はじめに | 6. インターネット安全法施行後における個人情報の保護 |
| 2. 中華人民共和国民法典中の権利保護規定 | 7. 中国データ越境移転と個人情報の保護 |
| 3. 社会的信用システムと個人情報の保護 | 8. クッキー追行と個人情報の保護 |
| 4. 顔認識と個人情報の保護 | 9. データ安全立法と個人情報の保護 |
| 5. インターネット安全法における個人情報の保護 | 10. おわりに |

1 はじめに

1966年から始まった文化大革命が、1977年にその終結が宣言された後の中華人民共和国（以下、「中国」とする。）において、それに続く新しい時代が目指したのは、世界的な水準における法治国家の形成である¹。1970年代末頃から推進された現代法の整備は、特に、私法の基本法である民法典を構成する民事諸法の相次ぐ立法化を象徴として、急速に実現され、遂に、2020年5月28日、第13期全国人民代表大会第3回会議において民法典が採択され、2021年1月1日に施行されるに至った。民法典に関してのみならず、立ち遅れた法体系の整備に止まることなく、弱者利益の保護等、個人の権利保護を理念として展開されてきた点において、中国における近時の法整備の特徴が見られる²。この小稿においては、そのことを明確にするため、民法典から出発し、特に、近時の個人情報保護関連の立法を中心とする個人の権利保護関連の諸立法を辿ることとしたい。

2 中華人民共和国民法典中の権利保護規定

(1) 中国民法典の編纂の経緯

中国民法典が中国法体系の中心となる重要立法であることは言を俟たない。中国における民法の歴史を遡れば、封建時代において、民法が制定されたことはない。伝統的に、民事的法律関係は刑法の規範に属する法律関係としてその規律の対象とされ³、「農業生産の重視」と「商業の抑制」という経済政策が重視され、民法の生成及び発展とは程遠い環境が延々と継続された結果、一般的な民事生活関係は、慣習法のような「礼」によって調整された⁴。漸く、中国民法の生成の兆しが見えたのは、清朝末期に至ってのことである⁵。中国民法典の直接的な淵源は、1954年から起草作業が開始され、1982年5月に完成し

た「民法草案（1乃至4）」であるが、当時、未だ経済体制改革の日が浅く、また、社会生活が激変していたことに鑑み、統一された単一の中国民法典の制定は先送りされた。しかし、その後も、民法体系の整備は着実に進捗し、2014年10月、中国共産党第18期中央委員会第4回全体会議において、中国民法典の編纂が決議され、その実現に向けた動きが加速された⁶。

（2）中国民法典の概容

中国民法典の実体は、上述のような法典化のための前駆的作業の積み重ねを経て、既に実定法化されていた9つの法律により、その成立前において実質的に形成されていたとすることができる。すなわち、「婚姻法」（1980年可決、2001年修正）、「相続法」（1985年可決）、「民法通則」（1986年可決、2009年修正）、「養子縁組法」（1991年可決、1998年修正）、「担保法」（1995年可決）、「契約法」（1999年可決）、「物権法」（2007年可決）、「権利侵害責任法」（2009年可決）、「民法総則」（2017年可決）が、「中国民法典」を組成する9つの単独立法である。それらの法律は、中国民法典の施行と同時に廃止され、中国民法典がそれらの法律を代替することになった（第1260条）。従って、厳密に言えば、中国民法典は既存の諸法律を整理、統合したものであり、そして、内容的には、若干の修正を除けば、それらの法律は全く改正されていない⁷。但し、第4編「人格権」は、前出「民法総則」が中国民法典に統合される際に、第1編から第4編として分離された諸規定であり、その第6章の諸規定が「プライバシー権及び個人情報保護」に充てられ、それらの人格権に関する規定が、個人の利益保護ないし情報保護に向けられた立法の根幹となっている⁸。それと相俟って、中国最高人民法院は、民事裁判実務のため、中国民法典に基づき、「民事案件事由規定」を改正して、今後予想される音声保護、個人情報保護、人格権侵害等の事件の増加に対応できるよう指導することを表明している⁹。

3 社会的信用システムと個人情報の保護

（1）社会的信用システムの概容

中国民法典の施行に先立ち、中国政府は、2014年、「社会的信用システム建設計画要綱（2014年—2020年）」を公布し、社会的信用システム構築を目標として、法令、信用調査のネットワークを確立することにより、社会全体における信用及び評判を高め、信用を守ることを奨励し、その一方、信用を失うことを懲戒する仕組みを構築することを表明した。このように、中国における社会信用システム構築が変革された結果、個人情報は一層その重要性を増している。

（2）社会的信用の基礎となる個人情報

社会的信用の判断基準は、商業化された社会的信用サービスの利用に由来する個人情報である。企業が保有する豊富なユーザーデータ、具体的には、ユーザーの信用歴（クレジット、取引履歴）、行為の偏向性（ショッピング、支払い方法の好みとその頻度）、履行能力（サービスの利用と履行状況）、身分特徴（年齢、学歴、職業、購入履歴における個人情報の真実性）、人脈関係（交友関係、友人の身分・信用状況）等の個人情報から、ユーザーの個人的信用がスコアされ、そのスコア区分により、ユーザーは、ローンの借入金利、ビザ申請、保証金免除、無料利用等の異なる優遇サービスを受けられることとなる。ユーザーの取引先や金融機関も、サービスを提供する際、ユーザーの信用スコアを参考として、その提供の内容を決定することとなる。一般に、個人の社会的信用は、何らかの可視化された資料、例えば、素行行為、与信調査、評判等に基づいて判断されるが、中国における社会的信用システムは、デジタルネットワークを通じて、客観的かつ冷静な方法をもって、企業や個人の社会的信用をデータ化しており、その結果、個人情報の保護の必要性も一段と高まっている¹⁰。

4 顔認識と個人情報の保護

(1) 顔認識技術の普及

近年、顔認識技術、環境知能技術、自動運転技術等、データ処理技術の急速な発展に伴い、個人情報の保護の観点から、新しい技術を警戒することを必要とする場合がある。特に、新型コロナウイルスが蔓延してからは、スマートフォンの近接機能を利用した顔認識設備は、温度測定機能と融合して、通行人の体温を測定すると同時に、その個人情報をアップロードし、スケジュールデータベース、健康コードデータベース情報と比較することにより、当該通行人が高リスク者か否かを正確に識別することができるまでに至っている。通常、建物の入り口に設置された顔認識設備は、顔の特徴をもって異なる個人の識別を実現し、それにより、個人の識別や検証に用いられ、身分証、ICキーカード、ユーザー名のパスワード等の身分認証のための手段を代替する。また、一部のデパートでも、その営業効率を高めるため、随所に高精度の顔認識設備を配置して、店内における消費者のショッピングルート、消費状況を正確に把握し、消費者に効率的な購買情報を提供することができるようになっている。このように、顔認識の技術は有用であるが、それと同時に、個人情報に関わるトラブルも多発しているのが実情である¹¹。中国における顔認識に関わる最初のトラブル案件の事実とそれに対する裁判所の判断の内容は、次の通りである。

【事例】本件原告であるXは、2019年4月、費用を支払って野生動物園の年間パスを購入し、その際、指紋識別による入園方式を選定し、名前、身分証明書番号、電話番号等を提示の上、指紋を押し、顔写真を撮影された。その後、動物園は、2019年7月と10月に、Xに対し、年間パスの入園識別システムの変更を通知して、人の顔認識システムの適用を要求し、そうしなければ、今後入園できなくなる旨を連絡した。それに対して、Xは、人の顔の情報が高度に敏感な個人のプライバシーに属するものであると判断し、顔認識への変更を受け入れず、動物園側に年間パスの解約を要求した。しかし、双方の協議が調わなかったため、Xは、2019年10月28日、杭州市富陽区人民法院に訴訟を提起した。2020年11月20日、同法院は、動物園がXの契約の利益損失及び交通費の合計費用を賠償すること、及び、同時に、Xの指紋年間パス作成時に提出した写真を含む顔の特徴情報と指紋の識別情報につき、動物園がそれらを削除すべきことを判決した。これらの判断については、第二審の杭州中級人民法院の2021年4月9日判決によっても支持された。

(2) 顔認識システムの問題点

顔認識技術を使って既存のサービスを充実することで、元の契約の内容を修正し、新たな個人情報、肖像権、プライバシー権を元の契約の範囲へ導入することは、本来求められていなかった顔認識の特徴が不可欠なデータとされることとなるため、元の契約がそれに関する情報をカバーしていない場合には、契約の成立要件を満たさなくなる可能性がある。従って、サービスの充実とともに、契約当事者である個人が新しいデータを提供することに同意しないときは、既存のサービスを継続利用できるか、また、契約が元の枠組みの下で継続的に履行されるべきか、さらに、個人情報のデュー・デリジェンスが必要であるかが確認されなければならない。もとより、顔認識システムの導入における問題点の根源は、顔認識技術の感度において、顔情報を殆んど修正できないことにある。他の個人情報であるユーザー名、メールアドレス、携帯番号、名前等は比較的簡単に変更できるが、顔認識技術によって収集された顔認識情報は、それが一旦収集されると永久に残存する可能性があり、また、顔認識の法的リスクとして、「同意」が有効に得られないことがある。従って、このような方法によって収集された顔認識情報が商業用途に直接、しかも無断で使用されることになれば、当然、個人情報の侵害の問題が発生することとなるをえない。

(3) 顔認識技術による個人情報収集の法的規制

2017年に施行されたサイバー安全法第41条は、ネットワーク運営者が個人情報を収集、使用するに際し、「合法性、正当性、必要性の原則」を遵守しなければならないと規定し、収集及び使用に関する規則を開示し、情報収集及び使用の目的、方法及び範囲を明示し、かつ、個人情報の提供者の同意を得なければならないと規定している。また、中国民法典第1034条第2項は、個人情報について、電子またはその他の方式により記録され、単独で、または、その他の情報と結合して特定の個人を識別できる各種の情報であり、個人の氏名、生年月日、身分証明書番号、生物識別情報、住所、電話番号、電子メール、健康情報、移動情報等を含むものと規定しており、また、同法第1035条も、個人情報の処理において、「合法性、正当性、必要性の原則」を遵守しなければならないことを規定している¹²。さらに、2020年に中国国家標準化委員会が国の基準を推奨するために発表し、施行された「情報セキュリティ技術－個人情報セキュリティ規範」は、強制的効力はないが、企業のコンプライアンスの参考とされている規則であり、それにも、「個人生物識別情報の収集に関する要求」の項目が追加されている¹³。そこにおいては、個人の生物識別情報を収集する前に、個人情報の主体に対し、収集すること、情報使用の目的、方式、範囲及び情報保存時間等の規則を個別に通知し、本人の明示の同意を得ることが必要であることが規定され、また、生物識別情報についての具体的な解決策が示されている。以上のように、中国において、顔認識情報は、「公民個人情報」の範疇に属しており、法的保護の対象とされていることから、顔認識技術を濫用することは、大きな法律リスクに直面する可能性がある。民法典を始めとする既存の法規、さらには、「個人情報保護法」により、個人の生物識別情報は個人情報とされ、特に顔識別特徴については、個人の生物識別情報の典型であるとの共通の認識が確立している。

5 インターネット安全法における個人情報の保護

(1) インターネット安全法の概要

2016年以後、中国政府は、インターネット安全法及び関連法令を相次いで公布、実施し、それにより、中国国内においてインターネットを構築、運営、保守及び使用し、また、インターネット安全の監督管理を行う場合、すなわち、中国国内のPC端末、移動端末及びその他インターネットを使用する行為のみならず、中国域外からの攻撃情報等の伝播を遮断する場合に関しても、それらを規制するための法的根拠を提供してきた¹⁴。

同法の適用対象となる者は、①インターネット運営者、②インターネット製品・サービス提供者、③重要インフラ整備運営者、④その他の個人及び組織である。これらの者の中、インターネット運営者について、インターネット安全法は、インターネットの所有者、管理者、及び、サービス提供者であると定義している（第76条第3号）。従って、企業は、ウェブサイトの所有者であれば、ウェブサイトの管理者になり、また、同時に、インターネットを通じてユーザーに対するサービスを提供すれば、サービスの提供者と認定されることになる。これらの点は、中国企業か外国企業であるか、個人か組織であるか、また、有料か無料かにかかわらず、広範な企業が対象とされている¹⁵。

(2) 個人情報の保護

国家は、企業主体の事業ごとに異なるサイバー安全基準を採用して、個人情報の保護を図っている。まず、インターネット製品及びサービスの提供者については、企業がネット製品やサービスなどを提供するとき、悪意プログラムを設置してはならず、かつ、製品やサービス上の欠陥、リスクが見つかった場合には、救済措置を施すほか、インターネット安全法規定に従って、ユーザーに通知し、主管機関に報告することになっている（第23条第1項）。また、企業は、そのインターネット製品やサービスに対して、インターネット安全法規定又は約定の期間において、メンテナンスを行わなければならない。企業

のインターネット製品やサービスにユーザーの個人情報を収集する機能がある場合には、ユーザーの明確な同意を得なければならず、また、インターネット安全法及びそれに関連する法律や行政規定における個人情報保護に関する規定を遵守しなければならない（第23条第2項）¹⁶。

また、企業は、収集したユーザーの個人情報を保持する場合には、秘密保持制度を遵守しなければならない。個人情報の収集・使用に当たり、企業は、その使用の目的、方法、範囲等をユーザーに開示するとともに、ユーザーの同意を得なければならない（第41条）。個人情報を復元できない匿名加工する場合を除き、企業は、ユーザーの同意を得ることなくしては、収集した個人情報を漏洩、改竄、破棄、並びに、第三者に提供してはならない（第42条）¹⁷。

6 インターネット安全法施行後における個人情報の保護

(1) インターネット安全法施行前の状況

近年、中国においては、多くの個人情報被害事件が発生し、個人情報の保護は危険に晒されていた。例えば、学生が個人情報漏洩により、振込め詐欺で学費を騙し取られた事件や、エイズ感染者の個人情報が漏洩したため、政府職員と称する詐欺師により、補助金給付の名目で、被害者の銀行カード情報が盗み取られた事件が起きている。また、地方政府のホームページにおいて、生活保護者向けの住宅の福祉配分という行政情報とともに、被保護者の個人情報も公開され、その保護が問題となっていた¹⁸。その頃、中国における個人情報の保護のための法規制は、民事、行政、刑事に散在しており、民事上の権利の保護の対象となる個人情報に関しては、「民法総則」の規定に基づく民事上の権利となり、被害者は権利侵害の停止、名誉の回復、損害の賠償、謝罪等の救済を求めることができた。消費者の個人情報に関しては、「消費者権益保護法」に基づき、経営者はその侵害を停止し、消費者の名誉を回復し、謝罪、損害賠償する責任を問われた（第11条、第14条）。従業員の個人情報に関しては、労働関係法上の規定に基づき、雇用者は、労働者の個人情報（労働契約に記される氏名、年齢、性別、学歴、職歴、連絡先）を取得する権利を有するが、任意にそれを使用してはならず、労働者の同意を得ず、その個人情報を他者に販売したり、提示する行為があった場合には、不法行為による侵害責任を負うこととされた（第9条、第17条、第84条）。

(2) アリペイ年間請求書事件

個人情報の侵害は、主に情報収集、加工、保存及び利用等の個人情報処理活動において発生するものである。次に掲げるアリペイ年間請求書事件は、中国における個人情報の保護体制を整理する契機となった事件である。

【事実概要】アリペイ年間請求書事件とは、アリペイが、2018年に作成した「胡麻サービス契約」に関し、ユーザーの明確な認識のないまま規約に同意させ、ユーザーの個人情報を収集したため、関連法令に違反したとして行政指導を受けた事件である。アリペイの規約に同意すると、ユーザーは、過去1年間にアリペイを利用して支出した自己の費用を閲覧することができる。これに対して、アリペイ年間請求書の閲覧の前提となる規約への同意が、ユーザーの知らない状態でなされていたことが、関連法令に違反する虞があるものと指摘された。年間請求書のトップページの左下に表示されていた「規約への同意」という文字は、画面の中で目立たない位置にあり、書体が小さく、文字の色も背景色に近い色が使用され、しかも、「規約への同意」をするか否かの選択については、画面が既に同意するという状態に設定されており、ユーザーが「同意」のチェックをキャンセルしないと、自動的に規約の利用に同意するように設定されていた。さらに、規約の内容によると、アリペイは、規約の利用を「同意」したユーザーのすべての情報について、個人情報、取引情報、納税、及び、ユーザーの信用・リスクを評価できる他の情報、並びに、それらを分析した結果を含め、第三者に提供することができるとの内容までが盛り込

まれていた。

【処分内容】2018年1月、国家網信弁インターネット安全協調局は、メディアに対して、アリペイなど関連会社及びその責任者と面談し、行政指導を行ったことを発表した。当該行政指導においては、アリペイの規約が国家基準たる「個人情報安全規範」における個人情報収集、使用の指針に適合せず、また、アリペイが「個人情報保護提案書」に承諾した内容に違反したため、インターネット安全法の規定に従い、類似事件の再発を防止するための実効な措置を講ずるよう命じられた。それにより、「規約への同意」の文字の大きさや、画面において「同意」にチェック済みの状態は改められた。

(3) アリペイ事件後の動向

このように、インターネット安全法の規定は、個人情報の収集・使用において、収集利用の目的、方式、範囲を明示し、被収集者の同意を得る必要があると定めており、個人は、自己の個人情報を勝手に収集、使用されたことが発覚した場合には、企業に対してそれを削除または更正することを求める権利を有することになった（第43条）。しかも、個人情報を侵害した行為について、行政指導及び改善を促すことのほか、高額の過料、製品のリコール、サービスプラットフォームの期限付き閉鎖、関連業務の営業停止、営業免許の取消し等の細分化された異なる種類の処分を求めることができる（第64条）。そして、2018年9月7日、全国人民代表大会常務委員会が公布した「第十三期全国人民代表大会立法計画」において、「個人情報保護法」を最優先法案として審議することが決定された。

7 中国データ越境移転と個人情報の保護

(1) 中国データ越境移転の規制

従来、中国におけるデータ越境移転に関する規定は、次に掲げる4つの規範に織り込まれていた。すなわち、①法律として、全国人民代表大会常務委員会により、前記インターネット安全法、②行政規定として、2017年4月、国家網信弁による「個人情報及び重要データ越境安全評価弁法（意見募集稿）」、③国家基準として、2017年5月に起草された草案、そして、④2017年8月の意見募集稿である。また、国家情報安全標準化技術委員会により、「情報安全技術 データ越境安全評価ガイド（草案）」及び、その修正稿「情報安全技術 データ越境安全評価ガイド（意見募集稿）」である¹⁹。その後、上記諸規範における基準は頻繁に改正され、関連事項の定義及び条項は更に細分化されている。以下においては、データ越境に関わる行政処罰事例を通して、これら諸規範の変遷及びその内容に言及したい。

(2) データ越境に関わる行政処罰事例

2018年10月24日、中央人民政府國務院の直屬機関である中国科学技術部が、かつての行政処罰事件ついて、その処罰の内容をネット開示した。そのうち、「深圳華大遺伝子科技サービス有限公司」（以下、「責任主体」とする。）に対してなした行政処罰決定は、データを無断で域外に移転したことを理由とするものである。

【事実の概要】責任主体が行っている「中国女性の単極型うつ病のサンプル病例対照研究」に対する当局の調査により、責任主体が、人類の遺伝資源情報データの一部につき、許可をえず、インターネットから域外に伝送したことが判明した。

【処分の内容】当局は、責任主体による無断のデータ越境行為に関し、責任主体が研究を中止し、海外に伝送していないすべての遺伝資源資料及び関連研究データを廃棄することのほか、責任主体の人類遺伝資源に関わる国際協力を停止する処分を命じた。

(3) データ越境における個人情報の保護

上記インターネット安全法が、初めて、重要インフラの運営者に対して、中国域内における運営に際して収集、発生させた個人情報及び重要データについて、中国域内における保存、及び、域外への伝送

の場合には、安全評価を行う必要があることを規定した（第37条）。しかし、重要インフラに対する認定基準は設定されておらず、それについては、国家網信弁が出した「インターネット安全チェック操作ガイド」において設定されている（付録B）²⁰。当該ガイドにおいては、インターネット運営者が、インターネット等を通じて、中国国内における運営に際して収集し、発生させた個人情報及び重要データを直接に提供するか、または、業務の展開、サービス・製品の提供などの方式をもって海外の機構、組織若しくは個人に提供する場合、データの越境移転に当たるとされる（付録B）。国家推奨基準が法令の抽象規定を補い、実務における個人情報及び重要データに関する安全評価の指針及び基準を示したことにより、データ越境移転の安全評価の操作性は一層高められている。

8 クッキー追行と個人情報の保護

(1) クッキーの概念と問題点

クッキー（Cookie）とは、ユーザーが何れかのウェブサイトを開覧した際、当該ウェブサイトがユーザーのコンピュータに格納されるテキストファイルのことであるが、このファイルが、ユーザーのIPアドレス、アカウント、パスワードなどのユーザー識別と、その操作、すなわち、閲覧したウェブページ、検索した内容、ショッピングカートに加えた商品等の操作情報を記録し、キャリアサーバーとユーザーコンピュータとの間で情報を伝達しているのである。クッキーは、個人情報の識別が可能であるという特徴を備えており、直接的または間接的な識別により、それを具体的な情報本体に繋ぐことができる。このようなクッキーの技術がビッグデータ精密マーケティング分野において広範に応用されるに従い、消費者の個人情報保護の問題も回避できない状況が生み出されている²¹。

クッキーは、ユーザーの個人情報を収集し、分析することにより、多様な消費者に対して、それぞれが興味を抱く広告コンテンツを提示し、広告の正確な配信を実現することを可能とする。インターネットのビッグデータ時代に、技術力によってユーザーのクッキーを分析することで、各人の潜在的な需要を正確に判断し、広告主のターゲットグループを位置づけ、広告の精確な投入を実現し、その見返りとして、広告主から可及的に高額な広告費が支払われることとなる。他方、個人消費者にとっても、大量の広告に煩わされることなく、より簡便に自分の必要な情報を探し出すことができることとなる。しかしながら、マーケティングの過程において、製品やサービス情報をユーザーに送る場合、ユーザーの携帯電話番号、マイクロ信号、携帯電話のハードウェア識別コード（IMEI）、ブラウザのクッキー情報などが必要となるが、それらの情報は個人情報として認識されるものであることから、クッキーの技術の応用により、消費者等の個人情報が侵害される懸念がある。中国においては、「クッキー案」として、この問題をめぐって論じられている。

(2) 発端の事件と裁判所の判断

先例として、バイドゥ（「百度」）に対する訴訟事件が挙げられる。バイドゥは、中国において最大の検索エンジン等のネットサービスを提供する会社である。

【事件の概要】2014年初め、Xがインターネットで関連サイトを閲覧する過程で、バイドゥの検索エンジンを利用して関連キーワードを検索すると、バイドゥのインターネット連盟の特定のウェブサイトにて、当該キーワードに関連する広告が表示された。そこで、Xは、バイドゥがネット技術を利用してXの検索キーワードを記録して追跡し、Xの関心事の特徴等を関連ウェブサイトに表示し、記録したキーワードを利用して、Xのウェブページに広告を提供したことは、Xの個人情報の侵害となるものであるとして提訴した。

【裁判所の判断】第一審裁判所は、個人情報は個人の活動及び私有の両方の領域を含むものと判断している。すなわち、X氏が特定の語彙を利用してバイドゥのインターネット検索する行為は、インターネッ

ト空間に個人情報の軌跡を残すこととなるが、この軌跡は、個人におけるインターネット利用の好みを示し、個人の趣味、需要等の個人情報を反映しており、それは、ある程度まで、個人の私生活の状況を識別し、個人情報の範囲に属するものであり、バイドゥが、クッキーの技術を使用しながら、X氏のオンライン活動の軌跡を収集し、この情報に基づき、提携サイトにX氏のインターネット情報と関連したプロモーションコンテンツを展示することは、そのビジネス活動であり、従って、個人情報の侵害になると判決した。

それに対して、第二審裁判所は、バイドゥが、個人に対する関連情報の提供において、ネットワーク技術を用いて収集、利用しているのは、ネットワークユーザーである個人の「アイデンティティ」を識別することができないデータ情報であり、このデータ情報の匿名化の特徴は、「個人情報」の識別可能性の要求に合致していないため、侵害の成立要件を満たしていないと判示した。けだし、検索エンジンによって形成された検索キーワード記録は、ネットワークユーザーのネットワーク活動の軌跡とインターネット上の好みを反映している点において、個人情報の属性を有しているが、このようなネットワーク活動の軌跡とインターネット上の好みは、一旦ネットユーザーの身分と分離したら、具体的な情報に関わる主体に属するか否かは確認できないことから、個人情報の領域には含まれず、従って、バイドゥの追行行為はX氏の個人情報を侵害することにはならないとして、第一審判決は覆され、X氏の訴えは棄却された。

(3) 判例の検討

上記第一審判決と第二審判決をめぐる論議は、プロバイダーがクッキー技術を利用して収集したユーザーに関するクッキー情報が、個人情報の範疇に属すると認定され、そして、個人情報である「アイデンティティ」の侵害に該当するとされるためには、それが、「情報識別性」に適合しなければならないか、ということである。同一の事実に対して、両審の裁判所は異なる判断を下し、司法実践上、クッキー行為の性質認定において、その認識に相違があることが明らかにされる結果となっている。因みに、本件は、前記2017年の「サイバー安全法」及び同年の「最高法院、最高検察庁の公民個人情報を侵害する刑事事件の取り扱いに関する法律上の若干の問題に関する解釈」、2020年に実施された「情報セキュリティ技術－個人情報セキュリティ規範」等の法律、規範文書の発布ないし発効前に結審した案件であり、当時、バイドゥの追行行為は、個人情報の侵害に当たらないとの判断も許されうる状況にあった。しかし、現在、改めて、上記の数々の新法の規定に基づいて判断すれば、クッキーの技術によりユーザーのウェブサイト閲覧記録に対して追行する行為は、個人情報の侵害として認定される可能性は高まっていると見られる。

(4) クッキーとの関連における個人情報の保護

中国の現行法の下において、クッキーに対する特別な規定は存在しない。しかし、上記関連法においては、電子または他の方法で記録された特定の自然人の身分を単独または他の情報と結び付けて識別することができる情報、または、特定の自然人の活動状況を反映する情報、例えば、氏名、身分証明書番号、通信連絡先、住所、口座番号、財産状況、行方軌跡等は、個人情報の範疇に入るものとされている。そして、中国国家標準化管理委員会が発表した「情報セキュリティ技術－個人情報セキュリティ規範」によれば、個人のインターネット接続記録（インターネットログに保存されているユーザー操作記録、ウェブサイト閲覧記録、ソフトウェア使用記録、クリック記録等を含む）、個人の常用設備情報（ハードウェアシリアル番号、デバイスMACアドレス、ソフトウェアリスト等）は、いずれも個人情報の範囲に組み入れられている（付録A）。従って、中国の現行法規定によっても、個人情報を収集する際には、ユーザーの同意を得て、「合法性、正当性、必要性の原則」に従い、収集、使用規則を公開し、情報を収集、使用する目的、方式及び範囲を明示しなければならないが、また、収集した個人情報を漏洩、改竄、毀損することは許されない。そして、情報を収集された者の同意を得ない限り、他人に個人情報を提供

してはならず、また、収集した個人情報の安全を確保し、情報の漏洩、毀損、紛失を防止する技術措置及びその他必要な措置を講じることが要請されることになる。中国において、クッキー追行が論議される社会的背景には、個人情報の保護に対する意識が確実に高まっており、中国も国際社会の潮流に同調している状況の存在が看取される。

9 データ安全立法と個人情報の保護

(1) 中国におけるデータ安全立法の動向

中国においては、2015年、土地、労働力、資本、技術に続く第5の生産要素として、データが掲げられ、それに関連する政策綱要が発表されて以後、その立法化作業は加速し、2021年6月10日、第13期全国人民代表大会常務委員会第29回会議において、「データ安全法」が採択され、同年9月1日から施行されている。これにより、同法は、2017年に施行された「サイバー安全法」、及び、2021年8月20日公布の「個人情報保護法」（同年11月1日施行）とともに、情報及びデータの安全立法を構築することになる。「データ安全法」が「サイバー安全法」と異なる点は、データ自体の安全を目的としている点である。折しも、中国の大手配車サービス「滴滴出行（ディディ配車）」のアプリの利用が、国家インターネット情報弁公室（以下、「規制当局」とする。）により停止されたことから、中国におけるデータ安全立法の動向が注目されている。

(2) ディディ事件の展開

ディディ事件は、2021年6月30日、ディディがニューヨーク証券取引所に上場したことに端を発する。これを受けて、規制当局は、ディディに対し、国家安全法、サイバー安全法、サイバー安全審査弁法を根拠として、インターネット安全審査の実施の発動を通告した。規制当局ウェブサイトによれば、審査の結果、ディディのアプリには深刻な違法行為による個人情報収集に関する問題があるとされた。インターネットを通じて個人情報を不正に収集したデータ漏洩事件については、諸国でもよく報道されることがあるが、それに対して、中国の規制当局ウェブサイトにおける「国家データの安全リスクを防止し、国家の安全を維持し、公共の利益を保障する」との表述は、個人情報の保護に止まらず、巨大企業が保有する膨大なデータの安全について、国家利益の視点から管理監督される時代が到来したことを意味するものである。

(3) データ安全法の概要

本法の目的は、「データ処理活動を規範化させ、データの安全を保障し、データの開発と利用を促進し、個人と組織の合法的權益を保護し、国家主権、安全と発展利益を維持すること」にある（第1条）。そのため、中国国内におけるデータ処理活動及びその安全管理監督の展開について、本法を適用するものとし（第2条第1項）、また、中国国外におけるデータ処理活動により、中国の国家安全、公共利益又は国民、組織の合法的權益に損害を与えた場合には、法により責任を追及されることになる（第2条第2項）。安全管理監督の対象となるデータについては、「あらゆる電子又はその他の方式による情報の記録」と定義され（第3条第1項）、データ処理の範囲として、「データの収集、保存、使用、加工、転送、提供、公開等」が含まれる（第3条第2項）。データ安全の管理監督責任の帰属に関しては、国家データの安全業務協調メカニズムの構築につき、中央国家安全指導機構が責任を負い（第5条）、全国各地及び各部門は、各自の活動中に収集、発生したデータ及びデータの安全に対して責任を負う（第6条）。従って、伝統的な業界でも、また、ハイテク、インターネット等の業界でも、情報とデータの収集、保存、使用に関わる限り、データの安全につき、それを管理監督する責任がある。データについては、国家が分類し、等級付けして保護する制度、データ安全リスク評価、報告、情報共有、警報方法、データ安全応急処置方法、及び、データ安全審査制度の確立が規定されており、主管部門による重要データ目

録の作成とともに、全国各地区、各部門、関連業界も、具体的な重要データ目録を作成し、それに組み入れられたデータを重点的に保護しなければならない（第21条～第24条）²²。

（4）個人情報の保護

現在、ディディのようなプラットフォーム会社との関連においてのみならず、モビリティの分野においても、AI自動車の普及や自動運転技術の進歩に伴い、その情報収集媒体は、一昔前の単独情報媒体から、ネットワーク情報の中間媒体へと変身しており、その使用過程においては、データの収集から転送、再処理まで、広範なデータ安全リスクが見られる。これらのリスクは、自動車の安全、ユーザーのプライバシーの安全、国家の安全に分類することができるが、それらのうち、最も問題となるのは、データの越境伝送がもたらす国家安全の問題である。情報化の急速な発展に伴い、個人情報の保護や企業の権益保護が謳われることは当然のことであるが、データ安全法については、国家レベルの保護法益の安全が目されている点に特徴が見られ、同法が単純な個人情報保護のための立法に止まるものでないことを明らかにしている²³。

10 おわりに

ビッグデータ時代の到来により、個人が、生活における位置情報、消費習慣、人間関係など、多くのデータを収集されていることは、既に中国社会全体に周知され、また、個人情報の漏洩による被害事件の多発で、人々は警戒している。企業が自覚的に法令を遵守し、その責任ある業務を履行し、ユーザーの個人情報の収集、使用に関する明確な基準を設定することは、喫緊の切実な問題である。そのため、個人情報安全規範は、個人情報及び個人敏感情報の範囲を定義するほか、個人情報の収集、保存、使用、委託処理、共有、譲渡、公開開示などの行為に対して、具体的でかつ細分化された内容を規定しており、それらについては、次のようにまとめることができる。まず、個人情報の収集についていえば、①収集した個人情報の類型は、企業の（製品・サービス）業務機能の実現と直接的な関連性がなければならない。②間接的に取得した情報についても、提供先に対して個人情報の出所の説明を求め、個人情報源の合法性を確認する必要がある。次に、個人情報の保存についていえば、①個人情報の保存期限は、目的を実現するために必要な最短期間に限られる。②上記の個人情報の保存期限を超過する場合、個人情報を削除するか、匿名化する必要がある。そして、個人情報の使用についていえば、①特定の目的を除き、個人情報を使用するときは、個人が特定されることを避けなければならない。②収集した個人情報を加工処理した後に発生した情報については、それが、単独または他の情報と結び付けて当該個人を識別することができるか、または当該個人の活動状況を反映することができる場合には、それを個人情報として認識すべきである。なお、個人情報に対する処理は、個人情報を収集する際に得られる授權同意の範囲に従わなければならない。③個人情報を利用する場合には、個人情報を収集する際に説明した目的及び範囲を超えてはならない。業務上の必要により、上記の範囲を超えて個人情報を使用する必要がある場合には、再度、個人情報の主体の明示の同意を得る必要がある。以上が、中国における個人情報保護立法が、現時点において到達している結論である。

【注】

¹ 中国における徳治主義から法治主義への転換の背景については、小口彦太（編）『中国の経済発展と法』（早稲田大学比較法研究所、1998年）23頁以下（季衛東）参照。また、中国法の近代化に見られる特徴については、寺田浩明『中国法制史』（東京大学出版会、2018年）336頁以下等参照。

² 中国の法治化政策の過程において、かなり早い時期から、個人情報保護が念頭に置かれていたことについては、田中信行（編）『入門中国法〔第2版〕』（弘文堂、2019年）226頁（松尾剛行）参照。

- ³ 前近代中国において、刑事事件と区別された民事裁判が存在しなかったことについては、石岡浩=川村康=七野敏光=中村正人『資料からみる中国法史』（法律文化社、2012年）69頁以下（七野敏光）参照。また、公法と私法の領域区分から論ずる文献として、小口彦太『中国法「依法治国」の公法と私法』（集英社、2020年）22頁以下参照。
- ⁴ 中国の伝統的法律秩序として、「礼を以って法に入れる」という漢代の改革が長く支配したことについては、小口（編）・前掲書17頁以下（季）参照。
- ⁵ 「大清民律草案」及び「国民律草案」において、人格権の保護がすでに規定されていたことについては、別所直哉（編著）『ICT・AI時代の個人情報保護』（金融財政事情研究会、2020年）110頁（松尾剛行=胡悦）参照。
- ⁶ 中国民法典の制定の過程については、高見澤磨=鈴木賢（編）『要説中国法』（東京大学出版会、2017年）123頁以下（王晨）、孫海萍（編）『新しい中国民法』（商事法務、2021年）xxv頁以下（金曉特）において詳しい。
- ⁷ 孫（編）・前掲書xxviii頁以下（金）参照。
- ⁸ 孫（編）・前掲書xxviii頁以下（金）参照。個人情報に関する権利を民法上の権利として明記した点が今日的意義を有するとの指摘については、田中（編）・前掲書48頁（石本茂彦）参照。また、世界最先端の民法典の制定を目指し、AIを始めとする先端テクノロジーへの対応が当初から明瞭に意図されたものであることが、高見澤磨=鈴木賢=宇田川幸則=坂口一成『現代中国法入門〔第8版〕』（有斐閣、2019年）161頁（宇田川幸則）において指摘されている。なお、個人情報の保護において、それを人格権の保護として法的構成するほか、権利侵害責任としての法的構成を可能とする場合も考えられる。その点については、楊立新『中国権利侵害責任法』（グローバル科学文化出版、2018年）276頁以下参照。
- ⁹ 中国においては制定法主義が採られ、判例は法的拘束力を有しないが、中国最高人民法院が編纂した「指導性案例」が、紛争解決の予測可能性の向上に供している。孫（編）・前掲書xxxv頁以下（金）参照。
- ¹⁰ 中国において、信用スコア等のプロファイリング技術が広く活用されており、情報セキュリティ技術個人情報安全規範が国家基準として推奨されている。別所（編著）・前掲書154頁以下（松尾=胡）参照。
- ¹¹ 中国における顔認識システムの原状に言及したものと、別所（編著）・前掲書106頁以下（松尾=胡）参照。
- ¹² 個人情報取扱いに関する規制として、孫（編）・前掲書250頁以下（秦葉舟）参照。
- ¹³ 別所（編著）・前掲書154頁以下（松尾=胡）参照。
- ¹⁴ インターネット安全法制定前におけるインターネット安全及び情報化の状況については、高見澤=鈴木（編）・前掲書44頁以下（鈴木賢）参照。
- ¹⁵ インターネット安全法の概容については、田中（編）・前掲書221頁以下（松尾剛行）、別所（編著）・前掲書157頁以下（松尾=胡）、孫（編）・前掲書246頁（秦）等参照。なお、個人情報保護責任者の範囲については、民法典上の「情報取扱者」の方がインターネット安全法上の「ネットワーク運営者」よりも広く理解されることが指摘されている。孫（編）・前掲書252頁（秦）参照。
- ¹⁶ 別所（編著）・前掲書158頁以下（松尾=胡）参照。
- ¹⁷ 別所（編著）・前掲書160頁以下（松尾=胡）参照。
- ¹⁸ その他の個人情報被害事件について、孫（編）・前掲書246頁（秦）参照。
- ¹⁹ 行政法上の個人情報保護規定の詳細については、別所（編著）・前掲書135頁以下（松尾=胡）参照。
- ²⁰ 別所（編著）・前掲書136頁以下（松尾=胡）参照。
- ²¹ 中国におけるクッキー追跡問題に論及しているものとして、別所（編著）・前掲書135頁以下（松尾=胡）参照。そこにおける判断基準は、特定の個人に対する識別可能性であり、それがない限り、クッキーは個人情報に該当しないものとされている。
- ²² データ安全法の内容については、別所（編著）・前掲書165頁以下（松尾=胡）参照。
- ²³ 個人情報に対する規制の根拠として、「国の安全および社会公共の利益」を強調するところが、中国の個人情報に関する法政策の重要な特徴であることは、別所（編著）・前掲書160頁（松尾=胡）においても指摘されている。なお、インターネット安全法との関連における同様の指摘として、高見=鈴木（編）・前掲書44頁（鈴木）参照。

参考文献

- 小口彦太（編）『中国の経済発展と法』（早稲田大学比較法研究所、1998年）
寺田浩明『中国法制史』（東京大学出版会、2018年）
田中信行（編）『入門中国法〔第2版〕』（弘文堂、2019年）
石岡浩=川村康=七野敏光=中村正人『資料からみる中国法史』（法律文化社、2012年）
小口彦太『中国法「依法治国」の公法と私法』（集英社、2020年）
別所直哉『ICT・AI時代の個人情報保護』（金融財政事情研究会、2020年）
高見澤磨=鈴木賢（編）『要説中国法』（東京大学出版会、2017年）
孫海萍（編）『新しい中国民法』（商事法務、2021年）
高見澤磨=鈴木賢=宇田川幸則=坂口一成『現代中国法入〔第8版〕』（有斐閣、2019年）
楊立新『中国権利侵害責任法』（グローバル科学文化出版、2018年）